

**【令和7年度】**  
**高等学校入学資金貸付金募集要項**

目 的	高等学校（高等専門学校を含む）へ進学する意欲と能力を有しながら、経済的な理由で入学困難な生徒の保護者に、入学時に必要な資金を貸し付けることにより進学を可能にし、有用な人材を育成すること。
対 象 者	<p>(1) 生活困窮（準要保護世帯、児童扶養手当受給世帯等）により、入学が困難な家庭であること。※所得制限あり</p> <p>(2) 生徒本人に修学の意欲があり、成績良好、品行方正で、修学に堪えられる健康状態であり、出身中学校長が推薦した者であること。</p> <p>(3) 保護者が松戸市に住民登録しており、引き続き市内に1年以上居住していること。（令和7年3月11日以前から松戸市に住民登録があること）</p> <p>(4) 原則として市内に居住する、<u>連帯保証人が確実に得られること。</u></p> <p>(5) 生活保護世帯は除く。（ただし、私立進学者は対象）</p>
貸 付 額	公立：160,000円以内 私立：300,000円以内 併願：210,000円以内（入学延納金が必要で返還されない場合のみ）
申 請 期 間	<b>令和8年1月6日（火）～3月10日（火）</b> 受付時間：8時30分～17時00分 ①1月6日（火）～1月31日（土） ②2月1日（日）～3月10日（火） ※土・日・祝日は除く。郵送は消印有効。合格決定前の志望の段階で申請できます。
返 還 方 法	所定の修学期間（大学に進学したときは大学の修学期間を含む。）が終了後、1年据え置き、2年以内で返還することになります。なお、修学期間中であっても返還可能です。
貸 付 利 息 等	2年間の返還期間内は無利息。ただし、正当な理由なく返還を延滞した時は、遅延利息を徴収します。
申 請 方 法	郵送又は子ども未来応援課窓口にて申請 (〒271-8588 松戸市根本387-5 子ども未来応援課 高等学校入学資金貸付担当)
申 請 書 類	<p><b>【ご家庭で準備する書類】</b></p> <p>(1) <b>松戸市高等学校入学資金貸付申請書</b>          (2) <b>高等学校入学資金貸付金に関する調書</b>          (3) <b>住民票（全員・全部記載のもの）</b>          (4) <b>収入を証する書類</b>（生徒本人の父母及び同居者、それに準ずる全ての所得者の所得が審査対象。）</p> <p>ア) 給与所得者          ①源泉徴収票（令和6年分）と最新の給与明細書          ②2ヶ所以上から給与を得ている場合や給与以外にも収入がある場合は、令和6年分所得税の確定申告書（控）の写し</p> <p>イ) 事業所得者・・・令和6年分所得税の確定申告書（控）の写し          ウ) 年金受給者・・・最新の振込通知のはがきの写し          エ) 生活保護受給者・・・生活保護証明書</p> <p><b>【学校に依頼する書類】</b></p> <p>(5) <b>推薦書</b> ※親展扱い          (6) <b>成績証明書</b>（各学校指定様式）※親展扱い          ※在学の中学校長が発行したもので、内容は中学2年一年間のもの。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>(1) (2) (5) は市内各中学校、市民課、各支所、子ども未来応援課にて配布している書類または右記からダウンロードした書類を使用。</p> <p>(3) (4) は、申請書に市が住民基本台帳等を利用することに同意する旨の署名があれば省略できます。※令和6年分の所得が未申告の場合は必ず申告してください。</p> <p><b>※学校の先生方へ</b>          (5) (6) は学校で準備していただき、申請する保護者へ渡してください。</p>



【選考基準】 ※松戸市高等学校入学資金貸付等選考委員会にて審査します。

家計	父母及び同居する全ての所得者の所得金額の合計が高等学校入学資金審査要領で定める所得基準額を超えないこと。 <b>所得基準額超過は申請却下となります。</b>
人物	学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が学生にふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがあること。
健康	修学に充分堪え得ると認められるもの。身体に障害があっても特に修学に支障のない限り差し支えない。
学力	評価は、前学年の成績証明書をもとに5段階評価で行う。

【所得制限額の目安】※同居の人数や年齢、家屋等によって基準額が異なります。

家族構成の例	所得基準額	年収(参考)
母子家庭世帯で借家(家賃60,000円) 母(41歳)・中学生(15歳)・小学生(12歳)	6,741,000円	8,823,000円
母子家庭世帯で持家 母(47歳)・高校生(17歳)・中学生(15歳)	5,045,000円	6,938,000円
父母のいる世帯で借家(家賃60,000円) 父(43歳)・母(41歳)・中学生(15歳)・小学生(12歳)	6,885,000円	8,983,000円
父母のいる世帯で持家 父(51歳)・母(48歳)・大学生(19歳)・中学生(15歳)	5,190,000円	7,100,000円
父母のいる世帯で持家 父(45歳)・母(42歳)・中学生(15歳)・小学生(12歳)・祖母(75歳)	5,904,000円	7,893,000円

【貸付の決定について】

松戸市高等学校入学資金貸付等選考委員会にて審査のうえ、市長が決定します。

決定通知の送付時期 ①令和8年1月6日(火)～令和8年1月31日(土)に申請をした方…2月中旬  
②令和8年2月1日(日)～令和8年3月10日(火)に申請をした方…3月下旬

【貸付決定後の手続】

決定通知を受けた方(借受人)は、決定通知書を受理後、速やかに下記必要書類を提出してください。

**貸付金の振込みは書類ご提出後、2週間程度かかります。**

- (1) 松戸市高等学校入学資金貸付決定通知書
- (2) 合格通知書(又は入学許可候補者通知書)の写し
- (3) 松戸市高等学校入学資金借用証書および返還明細書
- (4) 誓約書
- (5) 債権管理に関する承諾書
- (6) 借受人名義の口座振込依頼書(普通口座のみ)
- (7) 市が保有する情報の利用に関する同意書
- (8) 借受人の印鑑証明書
- (9) 併願の場合は入学延納金の領収書のコピーと「納入金は返金しない」と記載のある書類
- (10) 連帯保証人の住民票(全員・全部記載のもの)
- (11) 連帯保証人の収入を証する書類(所得証明書、源泉徴収票等)※令和6年分のもの
- (12) 連帯保証人の印鑑証明書
- (13) その他必要な書類

※申請書類に使う印鑑は  
借受人及び連帯保証人ともに  
実印を使用してください。

**※連帯保証人は、同一市区町村に引き続き1年以上居住し、独立して生計を営む人(年収の目安は130万円以上・同居者は不可)で、この貸付制度の連帯保証人を他にしていないことが条件となります。**

【高等学校入学後の手続】

在学している高等学校から在学証明書1通を取得し、令和8年4月末日までに郵送または持参(子ども未来応援課の窓口に提出)してください。(後日通知します)

【貸付金の返還例】

区分	貸付金額	返還例	
私立	300,000円	一括	300,000円 × 1回
		年賦	150,000円 × 2回
		半年賦	75,000円 × 4回
		月賦	12,500円 × 24回
公立	160,000円	一括	160,000円 × 1回
		年賦	80,000円 × 2回
		半年賦	40,000円 × 4回
		月賦	6,600円 × 23回 + 8,200円
併願	210,000円	一括	210,000円 × 1回
		年賦	105,000円 × 2回
		半年賦	52,500円 × 4回
		月賦	8,750円 × 24回

※返還は口座振替による指定口座から引落す方法を推奨しております。

口座振替による返還が難しい方は、下記までお問合せください。

※大学等に進学をした場合は返還期間を猶予する制度がありますので、下記にご相談ください。

【入学資金貸付金の返還を滞納した場合】

正当な理由なく返還を遅延すると

- ・法定利率による遅延利息が発生します。
- ・連帯保証人への請求が行われます。
- ・悪質な場合、裁判等の法的措置を取ります。

【その他】

借受人、対象生徒、連帯保証人の状況が申請時と変わった場合、必ず届出（または連絡）が必要となります。

- ①住所、職業等を変更したとき
- ②退学、停学、休学、復学、転校をしたとき
- ③大学、専門学校等へ進学したとき

【提出先・問い合わせ先】

提出書類をそろえて、郵送又は直接子ども未来応援課 高等学校入学資金貸付担当までご持参ください。

松戸市 子ども未来応援課 電話：047-366-7347